

Title	イギリスのニューライト : 新自由主義と新保守主義
Author(s)	二宮, 元
Citation	
Issue Date	2010-11-30
Type	Thesis or Dissertation
Text Version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10086/18837
Right	

終章

本論文では、ニューライトの二つの潮流である新自由主義と新保守主義に焦点を当て、それらが戦後のイギリス政治史のなかでどのような歴史的展開を見せたのかを検討してきた。そのなかでも、特に新自由主義と新保守主義が現代国家批判として性格を強くもつものであったことに注目し、両者が80年代のサッチャー改革を通じて現代国家の構造にどのようなインパクトを与えたかを考察してきた。終章では、近代以降の国家の発展史という大きな歴史的視野から、本論文の議論をあらためて振り返ることによって、サッチャー改革とそのもとでの現代国家の変容の歴史的な意味を明確にしておくことにしたい。

(1) 近代国家から現代国家へ

サッチャー改革のなかでイギリス国家の構造はどのように変わったのかという問いにたいする答えは、それ以前の国家の構造をどのようにとらえるかによって自ずと変わりうるものである。本論文では、特に社会にたいする国家の統合のあり方という点に着目して、イギリス現代国家の構造とその変容を明らかにすることを試みてきた。序論でも簡単に触れたように、これは、社会統合という課題が現代国家の特徴を構造的に規定する重要な要因だと考えたからである。

第二次大戦後の先進諸国で成立した現代国家は、社会統合の契機を重視するという点において、明らかに19世紀の近代国家とは違った構造をもっていた。そもそも近代国家は、一定の財産と教養をもった名望家層のみからなる、非常に限定的な統合基盤の上に成り立った国家であった。そこでは、主権の担い手として政治に参加することを許されたのは名望家層のみであり、労働者や女性には政治参加の権利が付与されなかったのである。重要な点は、そのために、近代国家は、労働者や女性といった非名望家大衆を社会に統合し、彼らから統治にたいする同意を調達するという課題に取り組むことがほとんどなかったことである。近代国家のもとでは、宗教や道徳、あるいは法による直接の強制に依拠することによって社会秩序の安定がはかられたのであり、大衆を社会に統合するための施策が体系的に展開されることがなかったのである。また、近代国家が経済介入に消極的な自由主義国家としての性格を強くもったことも、統合基盤の狭隘性との関係で理解することができる。主権の担い手である名望家層の内実は、市場経済において自立しうる市民であったために、彼らの政治要求はもっぱら国家が自由な市場秩序を保障することに向けられたのである。

こうした近代国家の構造は、20世紀前半の二つの世界大戦をへるなかで、大きく再編されることになった。近代国家から現代国家への変容をもたらすことになった一つの大きな要因は、政治的民主主義の拡大である。それまで主権の担い手から除外されていた労働者や女性が、政治参加の権利を獲得するようになったのである。周知のように、イギリスでは、1867年の選挙法改革を皮切りにして、参政権が労働者階級に漸次的に付与されていき、1918年になって男子普通選挙が実現した。また、女性についても、20世紀初頭のサフラジエットの激しい運動をへて、1928年には普通選挙権を手に入れている。

こうした政治的民主主義の拡大のなかで、新たに政治的権利を手に入れた大衆をいかにして国家の

統合基盤に組み入れるか、というそれまでにはなかった課題が浮上することになった。その結果、現代国家は、大衆の経済的・社会的要求を一定程度受け入れ、彼らの社会生活の安定を下支えする諸施策をより積極的に実行することを余儀なくされたのである。これは、国家が自由市場の諸活動に積極的に介入し、そこから生じる社会的な不平等や貧困にたいして一定の是正策を講じるようになることを意味した。イギリスでは、20世紀初頭の自由党政権のもとで、老齢年金や健康保険、失業保険の諸制度が整備されたが、これは現代国家化に向けた胎動を象徴する変化であった。

さらに、総力戦として戦われた二つの世界大戦も、現代国家化を加速させた要因であった。第一に、戦時動員に対応するなかで、経済活動全般を組織化する国家の介入活動が急速度に進展することになり、さらに第二に、戦争努力にたいして国民的な同意と支持を調達する必要性が高まったからである。特に第二次大戦は、第一次大戦と比べてもより大規模な戦時動員を必要としたために、現代国家の構造に不可逆的な変化を引き起こすことになった。本論文でも検討した42年のベバリッジ報告や44年の『雇用政策』白書は、戦時における国民統合の必要の高まりから生まれた産物にほかならなかった。

(2) 戦後コンセンサス政治とイギリス現代国家

戦後のイギリスにおいて展開されたコンセンサス政治は、社会統合を重視した現代国家の統治のあり方を端的に示すものであった。保守・労働の二大政党のあいだで、広範な政治課題についてのコンセンサスが成立したことは、社会統合の重要性が党派的な対立をこえて認識されるに至ったことを意味していた。本論文でも強調したように、労働党だけでなく保守党までもが、戦後福祉国家の基本的枠組みを受け入れるようになったことは、明らかにそれが戦後社会の安定した統合のために必要不可欠であると考えられたからであった。保守主義のなかでも、とりわけ国民統合に強い関心をもつ「一つの国民」的伝統に立脚した進歩的保守派が、そうした戦後の保守党の転換を主導したことについては、第一章で詳述したとおりである。

こうして戦後コンセンサス政治のもとで、イギリス現代国家の構造が形成されていくことになったが、そこには二つの大きな特徴が見られた。一つは、市場の諸活動にたいする国家の介入主義的役割が、強化・拡大されたことである。そこで強化・拡大された国家の役割はいくつかあるが、いずれも国民の経済社会生活の安定と向上をはかることによって国民を統合しようとする施策であった。まず第一に、所得保障から医療・教育・住宅保障にまで至る、広範な社会保障制度が整備され、階層の如何を問わずすべての国民にたいして社会生活のナショナル・ミニマムが保障された。第二に、労働者の産業行動の自由が保障され、労働組合を介した労働市場への規制が強化された。そして第三に、ケインズ主義的な諸政策の展開によって完全雇用目標が追求されることになった。完全雇用政策の展開は、単に雇用の安定を保障しただけでなく、労働組合が強力な規制力を発揮して労働者の賃金上昇を獲得していくうえでの前提条件でもあった。これらはいずれも、自由市場の諸活動がもたらす不平等や貧困を是正する施策であり、近代国家には見られなかったものである。さらに、60年代以降、コーポラティズム化のなかで国家の介入主義はよりいっそう強化されていくことになった。

イギリス現代国家のもう一つの特徴は、市民の私的・道徳的活動にたいする国家の規制的介入が緩和・縮小されたことである。50年代後半から60年代までの時期に相次いで実行された寛容化の諸改

革とは、国家の構造をそうした方向に変える意味をもっていた。57年のウォルフエンデン報告で表明された法と道徳の峻別の論理は、現代国家の特徴を規定する一つの論理であったととらえることができる。

先に示唆しておいたように、近代国家は、その統合基盤の狭隘性のゆえに、社会秩序を維持するために宗教や道徳、法による強制に訴える必要があったが、現代国家のもとでは、福祉国家的諸政策によって安定した社会統合を実現するために、そうした権威的手段の必要性は薄れることになる。その意味において、寛容化の諸改革は、上述の福祉国家的諸改革を前提にはじめて着手されえた改革であったが、同時に、それ自体が戦後の社会統合をより深化させることをめざした改革でもあった。かつてのビクトリア時代のように宗教や道徳によって社会を束縛するのではなく、むしろ価値観や文化の多様性を承認し市民の私的自治と自由を拡大することによって、より充実した社会の統合が実現すると考えられたのである。

(3) 新自由主義・新保守主義による現代国家批判

ニューライトの二つの潮流である新自由主義と新保守主義はともに、現代国家を右から批判する思想と運動であった。イギリスにおいて、両者が有力な政治勢力として登場するのはともに60年代のことである。

まず新自由主義は、現代国家の介入主義的側面に批判の矛先を向けた。すなわち、新自由主義は、現代国家の計画化や産業介入が経済成長を後押しするどころか、むしろ自由市場の活動を阻害し企業や個人から活力と意欲を失わせることによって、経済を衰退させているという議論を展開したのである。これにたいして、新保守主義が主たる批判の対象としたのは、寛容な社会であった。新保守主義は、戦後社会の寛容化を伝統的な社会秩序の崩壊としてとらえて問題視したのである。

新自由主義と新保守主義はともに、現代国家の統治にたいする批判であるという点で共通した性格をもっていた。本論文で取り上げたパウエル、ジョゼフ、サッチャーといった政治家がいずれも、新自由主義者であると同時に新保守主義者でもあるという二つの顔をあわせもったのはそのためである。彼らは二つの主張を結びつけることによって、現代国家を総体として批判しようとしたのである。

しかし他方で、新自由主義と新保守主義には、矛盾・対立する側面もあった。新自由主義の中心的理念が、自由市場、個人の自由、制限された政府であるとすれば、新保守主義のそれは、伝統、共同体、規律、権威であり、両者は性格を異にするだけでなく、ときに対立することもあった¹。

こうした二つの潮流が60年代に入って登場してくるきっかけをつくったのが、パウエルであった。パウエルは、新自由主義的な立場から当時保守・労働両政権によって推進されていたコーポラティズム化を激しく批判するとともに、新保守主義者としてはナショナリズムの重要性を訴えて移民排斥的

¹ それほど多くはないが、新自由主義者のなかには、社会の寛容化を個人の自由の拡大につながる変化ととらえて積極的に肯定する者もいた。たとえば、Samuel Brittan, *Capitalism and the Permissive Society* (Macmillan, 1973)。これとは逆に、新保守主義者からは、新自由主義は個人の自由や権利ばかりを強調して、歴史や伝統といった価値や義務や責任といった観念を軽視しているという批判が展開されることもあった。そうした議論は、特に「ソールズベリー・グループ (Salisbury Group)」の保守主義者に見られた。詳しくは、Maurice Cowling(ed.), *Conservative Essays* (Cassell, 1978) ; Roger Scruton(ed.), *Conservative Thoughts* (The Claridge Press, 1988) ; Roger Scruton(ed.), *Conservative Thinkers* (The Claridge Press, 1988) ; Roger Scruton, *The Meaning of Conservatism Second Edition* (Macmillan, 1984)などを参照。

な主張を展開したのである。しかし、パウエル主義には限界があった。パウエルは圧倒的とも言える支持を集めることに成功したが、それはもっぱら彼の移民排斥的な主張にのみ向けられたものでしかなかった。当時はまだ、イギリスの経済衰退はそれほど深刻化しておらず、新自由主義に固有の社会的支持基盤は形成されていなかったのである。また、パウエル自身の主張のなかでも、彼の新自由主義とナショナリズムを中心とする新保守主義とは、明確な相互連関によって結びつけられているとは言えなかった。

パウエルの後を受けて、新自由主義と新保守主義をより一貫した主張のなかに結びつけたのがサッチャーであった。サッチャーは、マネタリズムの主張を借りて、福祉国家のもとでの公共支出の増大がインフレを引き起こして経済を衰退させているという議論を展開する一方で、福祉国家の手厚い社会保障が家族を解体し人びとから自立心と責任感を失わせているという新保守主義的主張をも展開したのである。とりわけ、彼女は、経済衰退と社会の道徳的崩壊という二つのテーマを意図的に重ね合わせて論じることが多かった。すなわち、健全な経済は健全な社会でしか実現しえず、したがって、社会の道徳的衰退の原因となっている福祉国家を抜本的に見直さないかぎり、イギリスに健全な経済を再建することはできないというわけである。

(4) 新自由主義改革と現代国家の変容の歴史的意味

では、そうした理念を掲げて誕生したサッチャー政権のもとで、現代国家の構造はどのように変えられたのであろうか。

サッチャー改革は、その前史である 70 年代前半のヒース政権の経験を踏まえたものであった。第三章で考察したように、ヒース政権は、当初新自由主義的な性格をもった競争主義路線による改革を押し進めたが、その改革が大量失業を生み、労働組合からの強い反発にあったことにより、途中で U ターンを余儀なくされた。ヒースは、改革が既存の統合構造を切り崩すものであることが明らかになるや否や、改革を放棄したのである。

サッチャーは、そうしたヒース政権の改革の不徹底さを批判して登場した政治家にほかならなかった。したがって、サッチャーは、資本の蓄積力を回復しイギリス経済を建て直すためには、急進的で大胆な改革が必要であることを強調した。それだけに、サッチャー改革によって現代国家の構造は大きく改変されることになったのである。

第一に、サッチャー改革は、現代国家が国民統合上の必要から実行してきた介入主義的諸政策を縮小・撤廃した。この点は、ケインズ主義的な完全雇用政策の否定という形で最も明確にあらわれた。マネタリズムによる引き締め策がとられるなかで、完全雇用にたいする国家の責任は放棄されることになった。サッチャーは、資本の蓄積力を回復し経済を建て直すためには、インフレの抑制こそが最重要課題であるとして、その目的のために大量失業が生じることを事実上容認したのである。さらに、大量失業の影響と労使関係改革が相まって、労働組合が大幅に弱体化し、全体として労働市場にたいする規制が弱まることになった。その他、地域政策の縮小、国有企業の民営化、規制緩和などによって国家の経済介入は大きく切り縮められることになったと言えよう。

また、年金、医療、教育、住宅などの社会保障制度の改革でも、国家の役割の縮小がめざされた。サッチャーは野党時代から、福祉国家の手厚い保障が個人から自立心と活力を失わせているとする福

社国家批判を展開していた。むろん、サッチャーといえども、単純に社会保障制度を解体できたわけではない。しかし、サッチャー改革の最大の眼目であるインフレ抑制と資本負担の軽減を持続させるためには、社会保障支出の削減と抑制は避けては通れない課題であった。改革の手法や効果は必ずしも一様ではなかったが、公共住宅の売却、公的年金保障の限定化、医療・教育などの社会サービスへの市場的競争原理の導入といった改革が行なわれるなかで、国民の生活保障にたいする国家の公的責任は軽視されていくことになった。

第二に、サッチャー改革は、国家による社会統合のあり方を大きく変容させた。先述のように現代国家の介入主義的諸政策は、社会統合の安定のために実行されてきたものであり、これが縮小・撤廃されれば、既存の統合は大きな打撃をこうむらざるをえない。その帰結が、大量失業や貧困、格差の拡大であった。サッチャー政権のもとで追求された「二つの国民」型統合は、そうした統合の弱体化を修復しようとするものではなく、むしろ社会の格差と分裂を前提とした階層型の統合様式である。総じて言えば、市場の諸活動によってもたらされる不平等や貧困を是正するという現代国家の役割が後退したことによって、国家の統合基盤も縮小することになったと言えよう。

第三に、そうした統合基盤の収縮に対応するために、治安政策が強化され国家の抑圧的介入が強化されることになった。統治にたいする同意の契機が低下するなかで、国家は社会秩序を維持するために、以前よりも権威的手段に訴えざるをえなくなったのである。これが、サッチャー改革が「自由経済と強い国家」として特徴づけられる所以である²。こうした治安国家化の傾向は、現代国家のもとで進められた社会の寛容化とは逆行する変化であった³。

サッチャー改革は、直接的には資本の蓄積力の回復をめざして現代国家の介入主義的諸政策を縮小・撤廃することをねらった改革であったが、社会統合の解体にたいする対応を迫られるなかで、より広範な国家の構造的再編へと進展していくことになった。こうした現代国家の再編は、近代以降の国家の発展史に照らして言えば、近代国家から現代国家への変化を逆転させる方向性をもっていると言えよう。その意味において、80年代のサッチャー改革は、非常に大きな歴史的転換期の始まりとして位置づけることが可能である。ただし、その歴史的転換の意味するところは、かつての自由主義的な近代国家への単純な回帰ではない。今日の国家は、近代から現代への過程のなかで拡充された政

² Andrew Gamble, *The Free Economy and the Strong State* (Macmillan, 1988) (邦訳『自由経済と強い国家』小笠原欣幸訳、みすず書房、1990年)。なお、前章でも述べたように、新保守主義は、こうした治安国家化を正統化するイデオロギーとして重要な役割を果たすことになる。サッチャー改革に限らず、新自由主義改革では、既存の社会統合の解体に対処するために治安国家化が要請されることになるが、新自由主義のイデオロギー自体は、そうした要請に応えるうえで必ずしも適合的なイデオロギーではない。新自由主義は、理論的には、自由な市場の活動が社会秩序の安定と調和をもたらすと想定しているために、国家の治安機能の強化の必要性をそれほど強く打ち出すことはないからである。むしろ、新自由主義は、個人の自由を基本的な価値として重視するために、自由の制限をとまなうような治安国家化を正統化する論理をそこから導出することは困難である。ところが実際には、自由市場それ自身がもつ統合的機能は、新自由主義の理論で想定されるほどに強いものではなく、自由市場での競争から生じる不平等な社会において秩序を維持していくためには、実は相当程度に強い国家が必要とならざるをえない。この点で、権威主義的な強い国家を求める新保守主義の主張が、新自由主義を補完することになるのである。

³ もっとも、サッチャーは新保守主義的な言辞を弄して寛容な社会を批判したにもかかわらず、戦後の寛容化の諸改革を逆転させる立法措置を講じることはほとんどなかった。むしろ、中絶規制の強化や、16歳未満の未成年者にたいする医師による避妊指導の禁止など、当時の新保守派が要求していた課題については、どちらかといえば消極的な姿勢をとった。詳しくは、Martin Durham, *Sex and Politics* (Macmillan, 1991) ; Joan Isaac, 'The Politics of Morality in the UK' *Parliamentary Affairs*, 47(1994) ; Andrew Holden, *Makers and Manners* (Politico, 2004), Chapter 6 を参照。

治的民主主義の諸制度を基本的には保持しつづけており、将来においてもこれが撤廃されるとは考え難い。そのため、国家は社会の統合にたいする責任を単純に放棄することはできないであろう。しかし他方では、経済のグローバル化とそれにともなう資本間競争の激化を前提にする限り、資本の蓄積力強化のために新自由主義改革の継続は不可避であり、現代国家が実現したような安定した国民統合を再建することは困難であると言わざるをえない。

現在の国家は、資本の蓄積力の強化と一定の社会統合の確保という対立する二つの要請のはざ間で揺れ動いている。サッチャー、メージャーの保守党政権の後、誕生したブレア率いる労働党政権が自らの路線を「第三の道」として規定したことにも、そうしたジレンマが象徴的に示されていると言えよう。そこで取り組まれたことは、結局のところ、資本の蓄積力の強化のために新自由主義改革を継続しつつ、いかにして社会の統合を確保するかという課題であった。そうしたなかで、近代国家とも現代国家とも異なる新しい国家の構造が形成されていくものと考えられるが、その詳細な検討は今後の課題としなければならない。